# 鹿児島県公報

平成30年6月29日(金)第3429号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○有害な図書等の指定
- ○収去飼料の試験結果の公表
- ○土地改良区の役員の就退任の届出
- ○道路の区域の変更
- ○平成30年度自衛官の募集
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
- 公

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

公安委員会公告

(農地整備課取扱い) 2

(青少年男女共同参画課取扱い) 1

(道路維持課取扱い) 3

(畜産課取扱い) 1

(危機管理防災課取扱い) 3

(鹿児島地域振興局取扱い) 5

(商工政策課取扱い) 5

○警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告

告示

## 鹿児島県告示第714号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定年月日	指定種別	書	名	発 行 所	指定筋所	指定理由
25293	平成30年	雑誌	恋愛天国パラダイス		竹書房	全部	著 しく 青
20200	6月20日	<b>үш ш</b> .	7月号	09675-7	13 8 99	HP	少年の性的
25294			マガジンビーボーイ		リブレ		感情を刺激
			7月号	18355-07			し,その健
25295			無敵恋愛エスガール		ぶんか社		全な育成を
			7月号	08577-7			阻害するお
25296			麗人		竹書房		それがある。
			7月号	09613-7			

## 鹿児島県告示第715号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第1項及び 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第3 項の規定により、平成30年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の 結果の概要は、次のとおりである。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

		1	1		1
	収 去				
製造事業場等の	場所		製造		違反の内
名称, 法人番号	及び	飼料の名称	(輸入)	試 験 項 目	容
及び所在地	法 人		年月		47
	番号				
			平成		
薩摩中央飼料事	同左	ТМХ	30.3	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗	無
業協同組合				繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
溝辺工場					
4340005002929					
(霧島市)					
(株) 源麹研究	同左	TOMOKO-N	30. 4	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗	無
所		X		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
溝辺工場					
8340001007770					
(霧島市)					
南日本くみあい	同左	くみあい配合飼料	30. 4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
飼料 (株)		鹿児島いいとこ仕		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
谷山工場		上M			
6340001004241		くみあい配合飼料	30.4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
(鹿児島市)		鹿児島健咲仕上M		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		くみあい配合飼料	30.4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		チャレンジ妊娠期		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		用N			
		くみあい配合飼料	30. 4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		肉用牛育成用		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
		くみあい配合飼料	30.4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		肉用牛繁殖用		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
		くみあい配合飼料	30.4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
		鹿児島黒牛極前期		繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
協同フィッシュ	同 左	60%フィッシュミ	30.4	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
ミール工業		ール			
(株)					
九州事業所志布					
志工場					
8010001014684					
(志布志市)					
(株) 太幸飼料	同左	マルコー印うなぎ	30. 4	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗	無
大隅工場		用配合飼料		繊維,粗灰分,カルシウム,りん	
5340001015710					
		i	1		Ī
(肝属郡東串良					

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、 試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

## 鹿児島県告示第716号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により,東串良町林田土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

照降 肝属郡東串良町岩弘2062番地2 理事 稲村 理事 中園 輝穂 肝属郡東串良町岩弘2308番地 理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地 理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地 理事 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2 理事 大村 教男 肝属郡東串良町新川西4937番地 安田 哲視 肝属郡東串良町新川西4904番地1 理事 理事 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地2 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地 監事 監事 中嶋 達哉 肝属郡東串良町川東3545番地 (任期 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

中園 輝穂 肝属郡東串良町岩弘2308番地 理事 堅山 秋敏 肝属郡東串良町岩弘2234番地 理事 理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地 理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地2 立迫 理事 重信 肝属郡東串良町新川西5024番地5 理事 宮原 順 肝属郡東串良町新川西1493番地9 理事 櫻木 孝盛 肝属郡東串良町新川西5110番地 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口 理事 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地2 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地 監事 中嶋 達哉 肝属郡東串良町川東3545番地

#### 鹿児島県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成30年6月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

鹿児	鳥県	知事	=	反園	訓
	コリンハ	$\wedge$ P $+$ P		/人 /	יים

道路 の 種類	路線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	Į.	鹿屋市	笠之	原町	7616	番 3 地	前	14.5~15.1	27. 0
			先から	司市	笠之	原町	7617番	後	12.0 $\sim$ 12.0	24. 6
			1地先	まで						

#### 鹿児島県告示第718号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により, 平成30年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 募集種目

(1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子 自衛官候補生

## 2 募集期間

(1) 男子

平成30年7月1日から同年9月7日まで

(2) 女子

平成30年7月1日から同年9月7日まで

- 3 試験期日
  - (1) 男子筆記試験

平成30年9月22日

(2) 男子口述試験及び身体検査

本土 平成30年9月18日から同月20日までの間で指定する1日

離島 平成30年9月21日

(3) 女子筆記試験

平成30年9月22日

(4) 女子口述試験及び身体検査

平成30年9月21日

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

- 5 試験場の位置及び名称
  - (1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称				
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター				
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館				
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館				
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学				
鹿屋市白水町1番地	鹿屋体育大学				
曽於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎 (国)				
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁				
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)				
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)				

## (2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称			
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地			
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地			
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地			
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院			
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)及び委託病院			
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)及び委託病院			

## (3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称			
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター			
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館			
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館			
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学			
鹿屋市白水町1番地	鹿屋体育大学			
曽於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎(国)			
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁			
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)			

#### 鹿児島県公報

大島郡徳之島町亀津553番地1

| 徳之島合同庁舎(国)

#### (4) 女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称			
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地			
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地			
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地			
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院			
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)及び委託病院			
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)及び委託病院			

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

#### 鹿児島地域振興局告示第8号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年6月29日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業	<b>美</b> 所		* + 7 - 1	障害児通		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	所支援の 種類
かもいけバオバ	鹿児島市東郡元	医療法人慈風会	鹿児島市東千石	厚地 正道	平成30年	児童発達
ブ	町11番6号		町4番13号		4月1日	支援
プリキッズみず	鹿児島市玉里団	有限会社ハピベ	鹿児島市小川町	六反田哲郎	平成30年	放課後等
ほ	地三丁目35番11		1番9号宮園ビ		4月1日	デイサー
	号		ル1 F			ビス
こどもプラス谷	鹿児島市上福元	クラルテ株式会	鹿児島市平川町	富田 益啓	平成30年	放課後等
山教室	町5724番地1	社	461番地		4月1日	デイサー
						ビス
支援ハウスまつ	鹿児島市谷山中	社会福祉法人松	鹿児島市谷山中	松元公志郎	平成30年	保育所等
ぼっくり	央四丁目4934番	青福祉会	央四丁目4907番		4月1日	訪問支援
	地 2		地11			

# 公告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年6月29日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年6月29日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル鹿屋店 鹿屋市笠之原1950-1 外15筆 2 変更事項

大規模小売店舗の名称

- (1) 変更前 スーパーセンタートライアル鹿屋笠之原店
- (2) 変更後 スーパーセンタートライアル鹿屋店
- 3 変更年月日

平成30年5月23日

4 届出年月日

平成30年6月15日

# 公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成30年6月29日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習

平成30年8月20日(月)から同月24日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

平成30年8月23日(木)及び同月24日(金)(講習時間は,午前8時30分から午後5時 まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習

受講申込日において,最近5年間に当該警備業務の区分(以下「4号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年 以上であるもの

- 5 受講定員(原則として,受付先着順とする。)
  - (1) 新規取得講習

5人(ただし,追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け付ける。)

(2) 追加取得講習

5人(ただし,新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け付ける。)

- 6 受講申込みの受付等
  - (1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成30年7月9日(月)から同月13日(金)まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6か月以内に撮影した無帽,無背景の顔写真(縦の長さ4.2センチメートル,横の長さ3.6センチメートル)1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通

イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

- ウ 履歴書 1通
- エ 追加取得講習受講者にあっては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了 証明書の写し 1通
- (4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと(受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。)。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

#### 7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター 電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490